岡谷市 道路位置指定 技術基準

(H28.4.1改訂) (H29.8.1改訂) (H30.6.1改訂)

(指定道路の幅員)

第1 指定道路の幅員(有効幅員)は、原則として同一の幅員が延長するものとし、その幅員は別図1及び別図2によるものとする。

(接続道路)

- 第2 指定道路は、法第42条に規定する道路(以下「道路」という。)に接続し、接続する道路の道路管理者又は、所有権者等との協議を行い、権利者の同意を得ること。
- 2 指定道路が、法第42条第2項道路に接続する場合は、開発区域に係る道路後退部分について市と協議すること。

(指定道路の形状)

- 第3 指定道路は、できる限り整形な形状により構成し、屈曲する場合においては、屈曲点間の 道路中心線の長さを6m以上とすること。ただし、指定道路の終端にあっては、この限りでな い。
- 2 指定道路の終端は、原則として道路中心線に対して直角とすること。

(指定道路の構造)

第4 指定道路は、終端、すみ切り、転回広場を含め、側溝、帯コンクリート等を連続的に設置して、他の土地と明確に区画すること。

なお、自動車が横断しない部分は、帯コンクリートに替えて縁石とすることができる。

- 2 歩道出入口の切下げ部分等の構造については、道路管理者との協議によること。
- 3 指定道路の路面は、原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とし、自動車等の通 行及び雨水排水において支障がない構造とする。

(排水施設)

- 第5 指定道路の排水は、両側に側溝を設けることを基本とし、流末まで排水に支障がないものとする。ただし、排水上支障がないと認められる場合は、片側側溝とすることができる。
- 2 側溝等にコンクリート二次製品を使用する場合は、別図1を標準とし、道路の維持管理に支障のない構造とする。
- 3 側溝には蓋を設けることを基本とし、自動車等の通行に支障がないものとした上で、適宜に グレーチング等を設けて路面の排水上支障のないようにすること。
- 4 指定道路の排水の既存側溝への接続については別図6による。

(すみ切り)

- 第6 指定道路のすみ切りは、別図3(1)によるものとする。
 - ただし、法第42条第2項道路に接続する場合のすみ切りは、別図3(2)による。
- 2 前項の規定によるほか、道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲により生ずる内角が60度以下となる場合は、別図3(3)により角地の隅角を頂点とする底辺の長さが2m以上となるような二等辺三角形を道に含むすみ切りとする。

(指定道路の延長)

- 第7 指定道路の延長は、別図4(1)(2)により道路の中心線の長さとする。
- 2 法第42条第2項道路に接続する場合は、別図4(3)により道路後退線から測定する。
- 3 転回広場等のある指定道路の延長は、別図4(5)により転回広場の中心までの長さとする。

(転回広場)

- 第8 指定道路の終端及び中間に設ける転回広場は別図5に規定する形状による。
- 2 延長35m以下の指定道路についても、その終端に転回広場を設けることができる。

(勾配)

- 第9 指定道路の横断勾配は、原則として1.5%以上、2.0%以下の範囲とする。ただし、 浸透性舗装の場合は、1.0%以上とすることができる。
- 2 指定道路の縦断勾配は、原則として9%以下としなければならない。
- 3 縦断勾配が9%を超える部分の延長が長い場合は、すべり止め舗装等の通行上安全な措置を 講ずること。

(安全施設)

第10 指定道路が、河川、がけ地等に接し、通行上危険の恐れがある場合にあっては、その箇所に転落防止柵等の安全措置を講ずること。

(雨水排水計画)

第11 開発区域からその他の区域に雨水が溢れ出ないよう排水計画とする。 開発区域内の計画雨水量の算定は次式による。

$$Q = \frac{1}{1000} \times C \times I \times A$$

Q:計画雨水量(m3/時間)

C:流出係数

I:降雨強度(mm/時間)

A:集水面積(m²)

降雨強度は5年確率とする。

降雨継続時間(流達時間:t)は10分とする。 したがって、降雨強度(I)は以下の数値とする。

集水面積は、位置指定道路によって開発される区域の面積とする。

建物の雨水排水は、原則として、浸透マスの設置等により宅地内にて浸透させるものとし、 屋根の水平投影面積については、集水面積から除くことができるものとする。

(既存建築物との関係)

第12 既存建築物がある敷地に接して、又は近傍して指定道路を計画する場合は、既存建築物に対して指定道路により生ずる道路斜線の検討を行うものとする。

この場合、既存建築物に道路斜線が抵触する場合には、原則として本計画を認めないものとする。

【関係法令:抜粋】

建築基準法

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル(特定行政 庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて

都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において 同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

- 一 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)による道路(略)
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法 、都市計画法 、土地区画整理法 、都市再開発 法 、新都市基盤整備法 、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 又 は密集市街地整備法 によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しよう とする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

建築基準法施行令

(道に関する基準)

第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号 の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

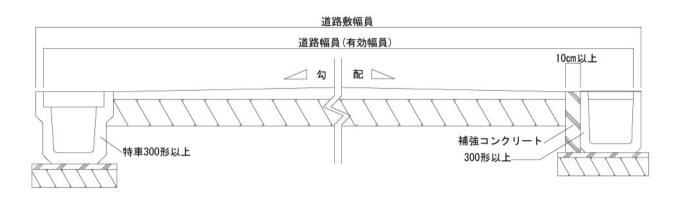
- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。) とすることができる。
- イ 延長(既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の 道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が三十五メートル以下の場合
- ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
- ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の 定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
- ニ 幅員が六メートル以上の場合
- ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がない と認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる 内角が百二十度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形 の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむ を得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政 庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(別 記)

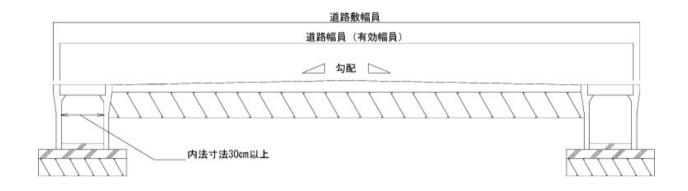
指定道路の技術基準は次のとおりとする。

別図1 指定道路の標準断面形状

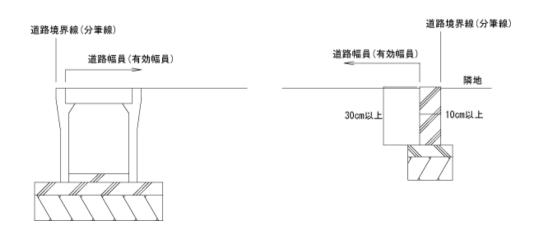
(1) U字溝の場合



(2) 自由勾配側溝の場合



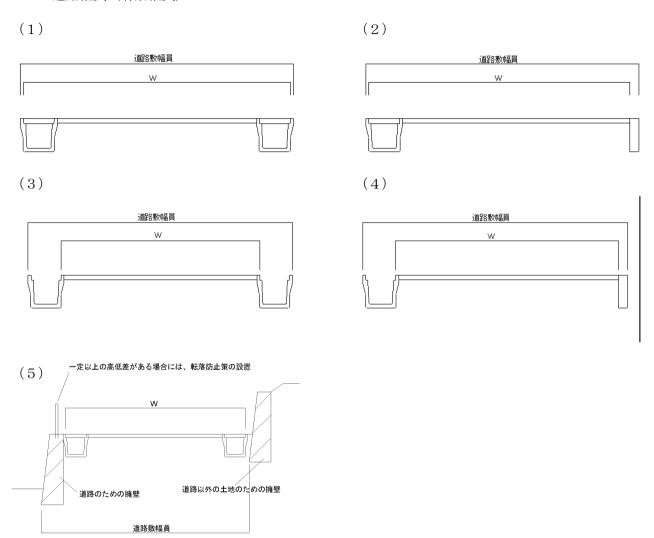
(3) 片側側溝とする場合



別図2 指定道路の幅員

道路幅員(有効幅員)を4m以上とすること 道路敷で分筆を行うこと(すみ切り、転回広場も同様とする。)

W: 道路幅員(有効幅員)

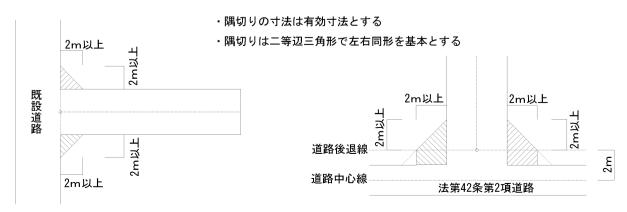


別図3 指定道路のすみ切り

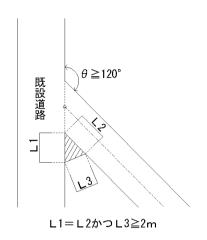
すみ切りの長さについては有効幅員の扱いと同様とする。

(1)標準形状

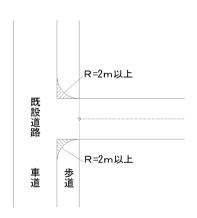
(2) 法第42条第2項道路の場合



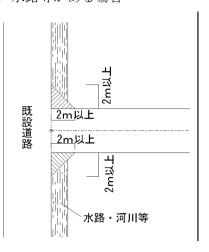
(3) θ ≥120°以上の場合



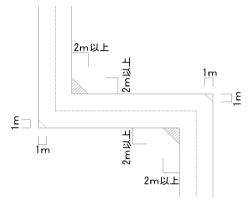
(5) 歩道がある場合



(4) 水路等がある場合



(6) 中間で屈曲する場合

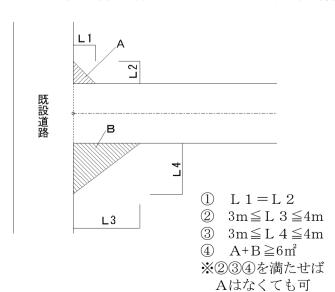


(注) 出隅部分のすみ切は省略することが 出来る。

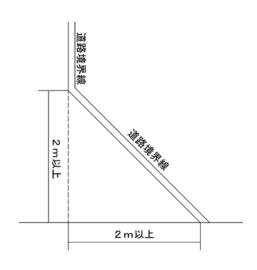
(7) どちらか一方の角地のすみ切部分が2m 取れない場合、次の各号に該当すること。

A: すみ切が2m取れない部分の面積

B: すみ切を条件に合わせることが可能なすみ切部分の面積



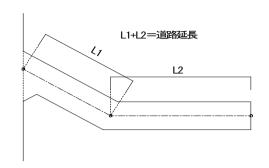
(8) すみ切りの長さ

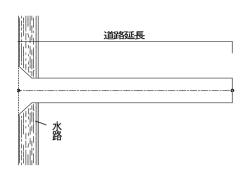


※すみ切りの長さは有効寸法とする

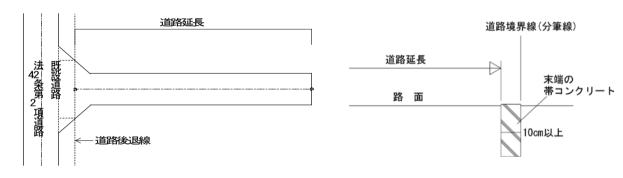
別図4 指定道路の長さ

- (1) 指定道路の長さは、道路の中心線の長さとする。
- (2) 水路等を含む場合の指定道路の長さは、水路 等を含むものとする。

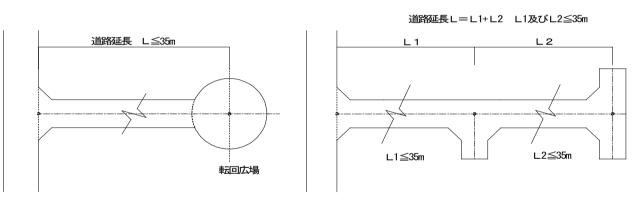




- (3) 法第42条第2項道路に接する道路の長さは、道路の中心線から2mの後退線から測るものとする。
- (4) 指定道路の延長は、末端の帯コンクリートの内側までとする。

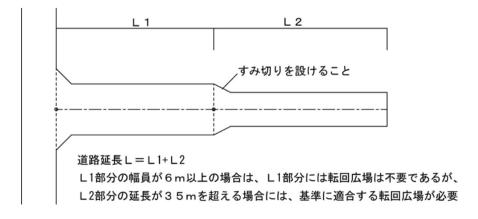


(5) 転回広場がある指定道路の延長は、転回広場の中心までの長さとする。



(6) 袋路状道路の幅員が異なる場合

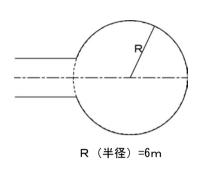
(L1区間の幅員がL2区間の幅員よりも狭いものは不可)

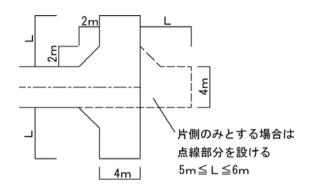


別図5 指定道路の転回広場

転回広場の大きさについては有効幅員の扱いと同様とする。 転回広場は、側溝又は帯コンクリート等の構造物を用いて区画する。

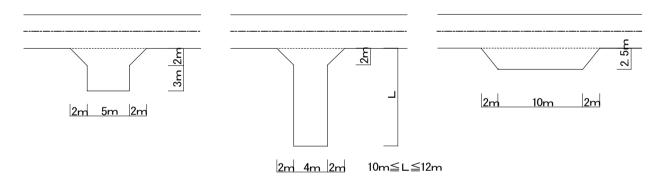
(1)終端の転回広場



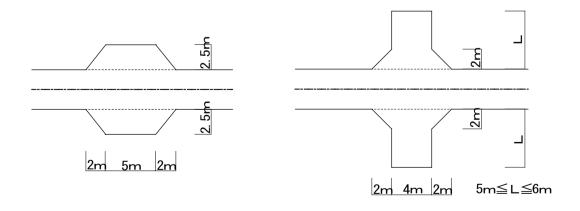


(2) 中間の転回広場

ア 片側に設ける場合

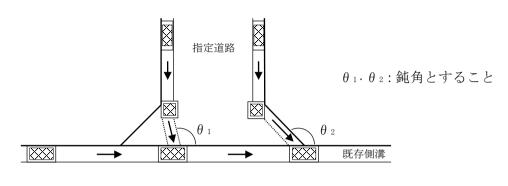


イ 両側に設ける場合



別図6 既存側溝への接続

指定道路の側溝または排水管を、既存道路の側溝へ接続する場合は、その流れを阻害しない様、鈍角にて接続させること。



既存道路